

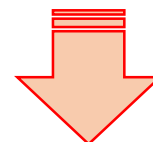
非農地化までの流れ

農業委員会による**利用状況調査**

農地法第30条
(管内全ての農地の利用状況を調査)



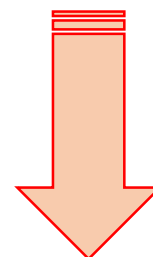
再生可能な農地



再生困難な農地



農業委員会による**利用意向調査**



農業委員会による
非農地判断

所有者の意向に沿った**利用調整**

耕作再開、保全管理、幹旋、農地中間管理
事業の活用など

再生可能農地と再生困難農地の判断基準

荒廃農地の定義

- 笹、葛等の根の広がる植物が繁茂し、地表部の草刈りだけでは耕作が困難
- 木本性植物（高木、灌木、低木等）を除去しなければ耕作が困難
- 竹、イタドリ等の多年生植物が著しく生長・繁茂し耕作が困難
- 樹体が枯死したうえ、つるが絡まる等により耕作が困難

上記の荒廃農地に該当した場合、次のいずれかに分類する。

再生可能な農地

抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となるもの。

再生困難な農地

森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの。

参考 1 非農地化に向けた考え方

農業委員会が非農地判断をするに当たっての考え方は次のとおり。

- ア 実質農地でないものについては、農地として管理することに疑義がある
- イ 農地は減らせないという先入観、既成概念がある
- ウ 農業振興地域内の農地であっても非農地判断は可能
- エ かつて圃場整備を行った農地であっても非農地判断は可能
- オ 非農地判断により周囲に悪影響を及ぼす恐れのある場合は非農地化を見送る
- カ 非農地化と併せて農業以外の利用についても検討すべきである
- キ その他、非農地化により何らかの支障がある場合も要検討とする
(水利・土地改良等各賦課金、非農地化により補助金返還等の恐れがある農地など)

荒廃農地ではない



再生可能な荒廃農地



再生困難な荒廃農地



参考 2 非農地判断時における課題と考え方

ケース 1

所有者の意向によらない非農地判断に躊躇する。



- ・そもそも所有者の意向により判断するものではなく、農業委員会が土地の現状を客観的に判断するものである。
- ・しかしながら、所有者の意向を聞くことが望ましい。その場合、農地として残して置きたいという意向が示された場合は、利用意向調査を実施する。
- ・現況証明（非農地証明）申請を出してもらう方法も検討する。

ケース 2

将来農地として復元される可能性を否定できない。



- ・基盤整備などが計画されている土地は非農地判断の対象とならない。
- ・基盤整備等の予定がない場合は、農地として復元される可能性がないと判断する。

ケース 3

農業振興地域は農業を振興すべきなので非農地判断できない。



- ・農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、農用地域内でも非農地判断は行われることが前提とされており、非農地判断は可能である。

参考 2 非農地判断時における課題と考え方

ケース4

農用地区域の土地を非農地化すると自由に開発され周囲に支障を及ぼす恐れがあり非農地判断できない。

- ・同ガイドラインにより、周辺の農業生産に支障を及ぼす恐れがある場合は農用地区域に残置するとされており、農振法による開発行為の制限の対象となることから、自由な開発行為にはつながらない。

ケース5

過去に農地転用許可が下りなかった土地を非農地判断することは整合性に問題があり非農地判断できない。

- ・農地転用は人為的に農地を農地以外にすることであり、自然に非農地化した場合は当てはまらないため整合性に問題はない。
- ・農地法改正により設けられた遊休農地の措置により、意図的に管理を放棄して非農地と判断される状態へ至らしめることは制度上防止しうることとなっている。盤整備などが計画されている土地は非農地判断の対象とならない。